

資 循 第 1 2 7 号
令和 2 年 4 月 22 日

保健福祉部長寿社会課総括課長 様

環境生活部資源循環推進課総括課長

新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について（通知）

このことについて、令和 2 年 4 月 17 日付け（環循規発第 2004171 号）で環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、当該通知及び下記等を踏まえ、介護老人保健施設等への周知等を実施願います。

なお、広域振興局の保健福祉環境担当部等、保健福祉部健康国保課、医療政策室、保健所、総務部総合防災室、警察本部生活安全部生活環境課、一般社団法人岩手県医師会、一般社団法人岩手県薬剤師会、学校法人岩手医科大学、一般社団法人岩手県産業資源循環協会、市町村及び一部事務組合には別途通知しています。

記

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、産業廃棄物処理業者の処理能力が低下した場合にも円滑に産業廃棄物の処理を行うために、以下の事項に当面留意願いたい。

排出事業者が留意すべき事項

- 1 再委託を必要とする事態が生じた場合に備えて、承諾の際に確認する必要のある事項や再委託先、再委託料金等についてあらかじめ検討すること。
- 2 再委託を行った場合でも廃棄物の処理の状況の確認を行うこと。
- 3 契約を結び直すことが適当な場合には、当該委託に係る状況を把握するとともに、一時的に排出事業者において産業廃棄物を保管する等について検討すること。

【担当】 廃棄物対策担当 主査 松本
(9-22-5366)